

# 令和6年度報酬改定における 主な改正内容【障害児支援】

2024年（令和6年）3月

福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課

事業者指定・指導担当

# 概要

- 1 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等
- 2 関係機関との連携の強化
- 3 医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実
- 4 ケアニーズの高い児への支援の充実
- 5 家族への相談援助等の充実・預かりニーズへの対応
- 6 インクルージョンの推進

# 1 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

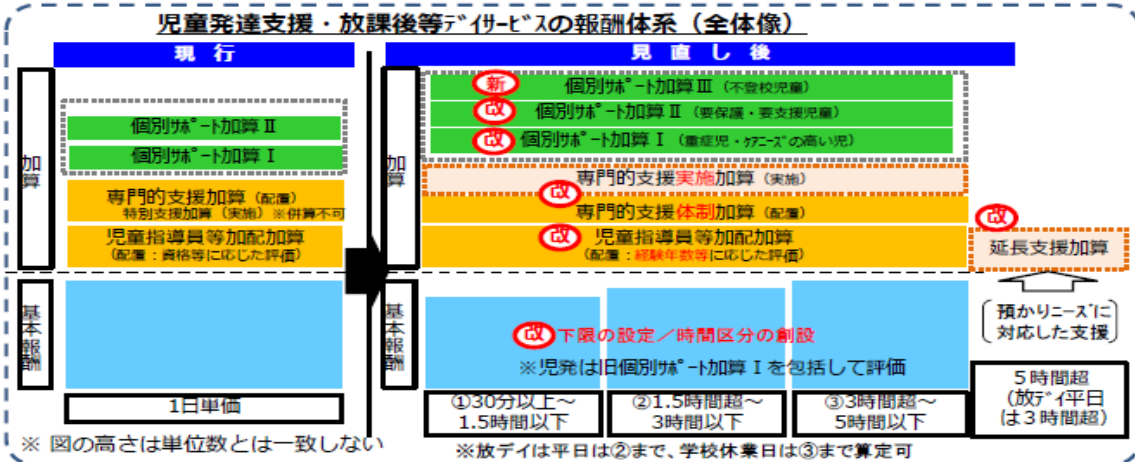
## 2. 質の高い発達支援の提供の推進①

- 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する  
(①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 ②関係機関との連携の強化 ③将来の自立等に向けた支援の充実、④その他)

### ①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 支援において、5領域(※)を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める《運営基準》  
(※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- 5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す支援プログラムの作成・公表を求め、未実施減算を設ける
- 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じて評価
- 専門的支援加算及び特別支援加算について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価
- 基本報酬について、極めて短時間の支援(30分未満)は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける
  - ・ 支援時間による区分は「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」の3区分とする(放課後等デイサービスにおいては、「3時間超5時間以下」は学校休業日のみ算定可)
  - ・ 5時間(放デイ平日は3時間)を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価
- 自己評価・保護者評価について、実施方法を明確化する《運営基準》

**新設《支援プログラム未公表減算》**  
 所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用



《児童指導員等加配加算》

[現行]	理学療法士等を配置	75~187単位/日
	児童指導員等を配置	49~123単位/日
	その他の従業者を配置	36~90単位/日
[改定後]	児童指導員等を配置	
	常勤専従・経験5年以上	75~187単位/日
	常勤専従・経験5年未満	59~152単位/日
	常勤換算・経験5年以上	49~123単位/日
	常勤換算・経験5年未満	43~107単位/日
	その他の従業者を配置	36~90単位/日

《専門的支援加算・特別支援加算》

[現行]	○専門的支援加算	
	理学療法士等を配置	75~187単位/日
	児童指導員を配置	49~123単位/日
	○特別支援加算	54単位/回
[改定後]	○専門的支援体制加算	49~123単位/日
	専門的支援実施加算	150単位/回
	(原則月4回まで。利用日数等に応じて最大6回まで)	
	※体制加算:理学療法士等を配置	(放デイは2回~6回まで)
	実施加算:専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施	

## 2 関係機関との連携の強化

### 2. 質の高い発達支援の提供の推進②

#### ② 関係機関との連携の強化 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 関係機関連携加算について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合に評価

##### 《関係機関連携加算》

##### 【現行】

- (I) 200単位/回（月1回まで） 保育所や学校等と連携し個別支援計画作成等
- (II) 200単位/回（1回まで） 就学先・就職先と連絡調整



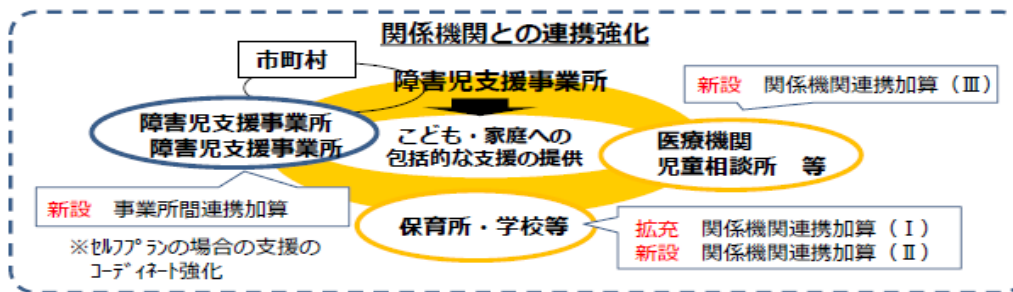
##### 【改定後】

- (I) 250単位/回（月1回まで） 保育所や学校等と連携し個別支援計画作成等
- (II) 200単位/回（月1回まで） 保育所や学校等とI以外で情報連携
- (III) 150単位/回（月1回まで） 児童相談所、医療機関等と情報連携
- (IV) 200単位/回（1回まで） 就学先・就職先と連絡調整

- セルフレッドで複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価（事業所間連携加算） ※併せて、障害児支援利用計画（セルフレッド）と個別支援計画を自治体・事業所間で共有して活用する仕組みを設ける

##### 新設 《事業所間連携加算》

- (I) （中核となる事業所） 500単位/回（月1回まで）
- (II) （連携する事業所） 150単位/回（月1回まで）
- ※ (I) 会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を実施
- (II) 情報連携に参画、事業所内で情報を共有し支援に反映



#### ③ 将来の自立等に向けた支援の充実 【放課後等デイサービス】

- こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合に評価（通所自立支援加算）
- 高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合に評価（自立サポート加算）

**新設 《通所自立支援加算》** 60単位/回（算定開始から3月まで）  
 ※学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

**新設 《自立サポート加算》** 100単位/回（月2回まで）  
 ※高校生（2年・3年に限る）について、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

#### ④ その他

- 事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める《運営基準》【障害児支援全サービス】
- 令和5年度末までの経過措置とされていた**児童発達支援センターの食事提供加算**について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点からの取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和9年3月末まで経過措置を延長



### 3 医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

#### 3. 支援ニーズの高い児への支援の充実①

- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める  
 (①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 ②強度行動障害を有する児への支援の充実 ③ケアニーズの高い児への支援の充実 ④不登校児童への支援の充実 ⑤居宅訪問型児童発達支援の充実)

#### ①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 喀痰吸引等が必要な障害児に対する認定特定行為業務従事者による支援を評価する**医療連携体制加算 (Ⅶ)**について、評価を見直すとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定可能とする

《医療連携体制加算 (Ⅶ)》 **【現行】** 100単位/日 → **【改定後】** 250単位/日  
 ※主として重症児を支援する事業所の場合にも算定可能とする

- 主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所の**基本報酬**について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする。なお、同事業所の基本報酬については時間区分創設の見直しは行わない

- 医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて**入浴支援**を行った場合に評価 (入浴支援加算) **新設《入浴支援加算》** 55単位/回 (月8回まで)  
 ※放デイは70単位/回

- **送迎加算**について、こどもの医療濃度等も踏まえて評価

《送迎加算》  
**【現行】** 障害児 54単位/回  
 医療的ケア児 + 37単位/回  
 (※) 医療的ケア区分による基本報酬の事業所のみ算定可  
 看護職員の付き添いが必要  
**【児発センター、主として重症児を支援する事業所の場合】**  
 重症心身障害児 37単位/回  
 (※) 職員の付き添いが必要

→

**【改定後】**  
 障害児 54単位/回 重症心身障害児 + 40単位/回  
 医療的ケア児 + 40単位 又は + 80単位/回  
 (※) 医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可  
**【児発センター、主として重症児を支援する事業所の場合】**  
 重症心身障害児 40単位/回  
 医療的ケア児 40単位 又は 80単位/回  
 (※) 医療的ケア児については医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要  
 (※) 重症心身障害児については、職員の付き添いが必要

80:医療的ケア児  
16点以上の場合

- **居宅介護の特定事業所加算**の加算要件 (重度障害者への対応、中重度障害者への対応) に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加

- 共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合に評価 (**共生型サービス医療的ケア児支援加算**) **新設《共生型サービス医療的ケア児支援加算》**  
 400単位/日 (※) 看護職員等を1以上配置

#### ②強度行動障害を有する児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- **強度行動障害児支援加算**について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等デイサービスにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価を見直す

《強度行動障害児支援加算》 **【現行】** 155単位/日  
 ※基礎研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児 (児基準20点以上) に対して支援

→

**【改定後】** (Ⅰ) (児基準20点以上) 200単位/日  
 (Ⅱ) (児基準30点以上) 250単位/日 (※放デイのみ)  
 加算開始から90日間+500単位/日  
 ※実践研修修了者 (Ⅱは中核的人材) を配置し、支援計画を作成し支援

※このほか、放課後等デイサービスの個別サポート加算 (Ⅰ) においても評価を充実。また、集中的支援加算 (1000単位/日 (月4回まで)) も創設

## 4 ケアニーズの高い児への支援の充実

### 3. 支援ニーズの高い児への支援の充実②

#### ③ケアニーズの高い児への支援の充実

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 児童発達支援の個別加算（Ⅰ）について、基本報酬に包括化して評価することとした上で、著しく重度の障害児が利用した場合を評価
 

<b>《個別加算（Ⅰ）》</b> <b>[現行]</b> 100単位/日 <small>※乳幼児等加算調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当する児に対して支援（主として重症児除く）</small>	➡	<b>[改定後]</b> 120単位/日 <small>※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援（主として重症児除く）</small>
---	---	---
- 放課後等デイサービスの個別加算（Ⅰ）について、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、著しく重度の障害児が利用した場合の評価を見直す
 

<b>《個別加算（Ⅰ）》</b> <b>[現行]</b> 100単位/日 <small>※著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助）又はケアニーズの高い（就学時加算調査表で13点以上）児に対して支援（主として重症児除く）</small>	➡	<b>[改定後]</b> ケアニーズの高い障害児に支援 90単位/日 同 基礎研修修了者を配置し支援 120単位/日 著しく重度の障害児に支援 120単位/日 <small>（主として重症児除く）</small>
---	---	---
- 個別加算（Ⅱ）について、こども家庭センターや加算プランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価を見直す
 

<b>《個別加算（Ⅱ）》</b> <b>[現行]</b> 125単位/日 <small>※要保護・要支援児童に対し、児相等と連携して支援</small>	➡	<b>[改定後]</b> 150単位/日 <small>※要保護・要支援児童に対し、児相やこ家セン等と連携して支援</small>
---	---	--
- 人工内耳を装着している児に支援を行った場合を評価
 

<b>《人工内耳装着児支援加算》</b> <b>[現行]</b> 445～603単位/日 <small>※主として難聴児を支援する児童発達センターにおいて支援する場合</small>	➡	<b>[改定後]</b> (Ⅰ) 児童センター（聴力検査室を設置） 445～603単位/日 (Ⅱ) その他のセンター・事業所 150単位/日 <small>※医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援</small>
---	---	--
- 視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合を評価  
**新設《視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算》** 100単位/日
 

（視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算）

#### ④不登校児童への支援の充実

【放課後等デイサービス】

- 放課後等デイサービスにおいて、不登校児童に対して、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合を評価（個別加算（Ⅲ））

**新設《個別加算（Ⅲ）》** 70単位/日  
※放デイのみ

#### ⑤居宅訪問型児童発達支援の充実

※見直し内容については、5. イノベーションの推進（保育所等訪問支援の充実）等を参照

- 支援において5領域を全て含めた総合的な支援を提供することや、事業所の支援プログラムの作成・公表等を求める
- 効果的な支援の確保・促進（支援時間の下限の設定、訪問支援員特別加算の見直し、多職種連携支援加算の新設）
- 強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行った場合を評価（強度行動障害児支援加算の新設）
- 障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合を評価（家族支援加算の新設）

## 5 家族への相談援助等の充実・預かりニーズへの対応

### 4. 家族支援の充実

- 養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る (①家族への相談援助等の充実 ②預かりニーズへの対応)

#### ① 家族への相談援助等の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】 ※保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援においても、家族支援の評価を充実

- 家庭連携加算（居宅への訪問による相談援助）と事業所内相談支援加算（事業所内での相談援助）について、統合し、ワラインによる相談援助を含め、個別とグループでの支援に整理して評価。きょうだいの相談援助等の対象であることを明確化

#### 《家庭連携加算・事業所内相談支援加算》

##### 【現行】《家庭連携加算》

居宅訪問 280単位（1時間未満187単位）／回（月4回まで）

##### 《事業所内相談支援加算》

(I) (個別相談) 100単位／回（月1回まで）

(II) (グループ) 80単位／回（月1回まで）

I

##### 【改定後】《家族支援加算》(I・IIそれぞれ月4回まで)

(I) 個別の相談援助等 居宅訪問 300単位（1時間未満200単位）／回

施設等で対面 100単位／回

ワライン 80単位／回

(II) グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位／回

ワライン 60単位／回

- 家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合に評価 (子育てスペース加算)

#### 新設《子育てスペース加算》80単位／回（月4回まで）

※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

#### ② 預かりニーズへの対応 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価

#### 《延長支援加算》

##### 【現行】

延長1時間未満

障害児

61単位／日

重症心身障害児

128単位／日

同1時間以上2時間未満

92単位／日

192単位／日

同2時間以上

123単位／日

256単位／日

##### 【改定後】

延長1時間以上2時間未満

障害児

92単位／日

重症心身障害児・医療的ケア児

192単位／日

同2時間以上

123単位／日

256単位／日

(延長30分以上1時間未満

61単位／日

128単位／日)

※営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置）

※基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（児発：5時間、放デイ：平日3時間・学校休業日5時間）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を行った場合（職員2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者含む）を配置）なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可



# 6 インクルージョンの推進

## 5. インクルージョンの推進

○ 保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める  
 (①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進 ②保育所等訪問支援の充実)

### ①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

○ 事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載しその実施を求める《運営基準》

○ 保育・教育等移行支援加算について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価

《保育・教育等移行支援加算》 <b>[現行]</b> 500単位/回(1回まで) ※通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合(退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合)	➡	<b>[改定後]</b> 退所前に移行に向けた取組を行った場合 500単位/回(2回まで) 退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合 500単位/回(1回まで) 同 保育所等を訪問して助言・援助を行った場合 500単位/回(1回まで)
--	---	---

### ②保育所等訪問支援の充実 <効果的な支援の確保・促進>

○ 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。事業所に対し、インクルージョン推進の取組、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携しての作成等を求める《運営基準》。フィールドワークやカフェイン、関係機関との連携等においてワライの活用を推進

○ 訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合に評価(関係機関連携加算)

**新設《関係機関連携加算》** 150単位/回(月1回まで)

○ 自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施・公表を求める《運営基準》とともに、未実施減算を設ける

**新設《自己評価結果等未公表減算》**  
 所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

○ 訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、経験のある訪問支援員への評価を見直す

《訪問支援員特別加算》 <b>[現行]</b> 679単位/日 ※保育士等、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置	➡	<b>[改定後]</b> (I)業務従事10年以上(又は保育所等訪問等5年以上) 850単位/日 (II) 同 5年以上(同 3年以上) 700単位/日
--	---	---

○ 職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援について評価(多職種連携支援加算)

**新設《多職種連携支援加算》** 200単位/回(月1回まで)  
 ※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

<ケアニーズの高い児のインクルージョン推進>

○ 重症心身障害児等の著しく重度の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価(ケアニーズ対応加算・強度行動障害児支援加算)

**新設《ケアニーズ対応加算》** 120単位/日  
 ※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を配置し、支援

**新設《強度行動障害児支援加算》** 200単位/日  
 ※実践研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に対して、支援計画を作成し、基礎研修又は実践研修修了者が支援

<家族支援の充実>

○ 家族支援の評価を見直す <b>[現行]</b> 《家庭連携加算》 居宅訪問 280単位 (1時間未満187単位)/回 (月2回まで)	➡	<b>[改定後]</b> 《家族支援加算》(Iは月2回まで・IIは月4回まで) (I) 個別の相談援助等 居宅訪問300単位(1時間未満200単位)/回 事業所等で対面 100単位/回 ワライ 80単位/回 (II) グループでの相談援助等 事業所等で対面 80単位/回 ワライ 60単位/回
--	---	---